

ID&Eホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ID&Eホールディングス株式会社と称する。
英文ではIntegrated Design & Engineering Holdings Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理すること、ならびに自ら次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木・建築等に関する調査、測量、補償、計画、設計、施工、管理、監理、維持管理その他コンサルティング業
- (2) 環境に関する調査、観測、分析、評価、計画その他コンサルティング業
- (3) 土地区画整理、都市開発、再開発その他市街地開発事業
- (4) 建築物・土木構造物に関する計画、意匠・構造・設備設計、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメントおよびファシリティマネジメント業
- (5) 電気エネルギー等に関する生産、管理、コンサルティングその他エネルギーマネジメント事業
- (6) 電気・電子・通信・エネルギー等に係る設備・機器・装置に関する設計、施工、製造、調達、監理、賃貸および販売業
- (7) 前各号に関連する情報サービス・ソフトウェア・ハードウェアに関する企画、開発、提供および販売業
- (8) 経営管理業務、経理・人事・総務業務等に関する受託および代行業
- (9) 不動産に関する売買、賃貸借、仲介、管理および鑑定業
- (10) 保険代理業、人材育成事業、労働者派遣事業および職業紹介事業
- (11) 前各号に附帯関連する事業への投資および融資
- (12) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、38,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた執行役によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年9月に、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定める。

2. 招集者および議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、その代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長等の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の設置)

第22条 当社は、取締役会を置く。

2. 取締役会は、法令に定める事項その他当社の業務執行を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

3. 取締役会は、その決議により、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

4. 取締役会に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

(委員の選定)

第27条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(委員会規則)

第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第 29 条 執行役は、取締役会の決議により選任する。

(執行役の任期)

第 30 条 執行役の任期は、取締役会による選任の決議の効力発生後1年以内に終了する最終の事業年度の末日までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第 31 条 代表執行役は、取締役会の決議により選定する。

2. 前項に定めるほか、取締役会は、その決議により執行役社長、執行役副社長等の役付執行役を選定することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 32 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金配当の基準日)

第 37 条 当社は、毎事業年度の剰余金の配当（以下「配当金」という。）を、6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当金は、支払開始の日から満5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 本定款第35条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、会社設立の日から2024年6月30日までとする。

(附則の削除)

第 2 条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以上